

むしろ、事実上では、そのような将来の発達は社会的および政治的な発達とともに、技術的および経済的な発達と併せた方法に、とくに公的保健政策の計画化を取入れた方法を関連させなければならない。

その他に、次のような諸問題にかんする提案を、専門家達は期待している。

- (a) 医療給付と社会的給付について、変容する要求と疾病保険給付の適応。
- (b) より合理的な協力による医療の改善と医師、歯科医師、病院、薬局、医療コントロール・サービス、およびその他の団体の間における機能のより効果的な配分。
- (c) より効果的な医療と処置を実施し、かつ患者の特殊なニーズに適応するために医師と患者の関係および保険制度と被保険者の間における関係の改善。
- (d) 平等化を図る各種の手段、中でも家族負担の均衡を企図する手段の効果に対して行なう検討を含めて、疾病保険財源調

達の保証、疾病の予防と治療にかんする支出は、経済成長における影響を考慮されるべきである。

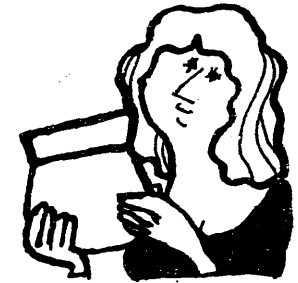
- (e) とくに、被保険者の道理に合わない不平等な負担と給付の減額を除去することや、医療、管理・運営、および統計の近代的な管理・運営の方法、中でも、電子計算機を利用した資料処理を採用するた

めに行なう制度の機能的および財政的な運用の改善。

- (f) 疾病保険における権利の標準化と簡素化。

Weiterentwicklung der Socialen Krankenversicherung, *Bundesarbeitsblatt*, No. 9, 1970, pp. 605-609; No. 26, '71.

社会的年金



Giorgio Cannella (イタリア)

社会保険はイタリア共和国の憲法にもとづいて設けられており、その保険による保護制度のもつ合法性の立場から、各種の型による「社会的年金」の較差にかんする検討が行なわれ、本稿には、その検討が示されている。

イタリアの社会保険による保護制度は、憲法第38条によって提供される社会保障制度を

指向しており、その保護制度の発達では、法律によって設けられた3種類の異なった制度が、「社会的年金」という同一の名称で明示されてきた。それらは、1965年7月21日付の法律第903号による全国社会保険公社 (INPS) によって保護された被用者と自営業者に対する基本的年金、1967年7月27日付法律第685号により、経済開発5カ年計画で全市民を対

象として設けられた包括的年金、および、1969年4月30日付の法律第153号によって設けられ、他の給付や扶助を補足する特別年金である。

つまり、1965年の法律第903号は、広範な社会的保護という基準によって制定された社会的基金を設けた（関連を有する機関によって拠出金が提供され、国家と他の保険部門が連帯責任により運営している）。この基金は被用者と自営業者を対象とする年金制度の財源調達に用いられている。

全国的経済計画、つまり、1966—70年の5カ年間について、1967年7月27日の法律第685号で承認された経済発展計画は、次の2つの基本的要素にもとづき、廃疾および老齢に対する、また、遺族に対する保護制度を設けている。

全市民に対する統一的な最低年金は、地域社会によって提供されるべきである。

特殊なカテゴリーに対する補足的な制度

は契約的および自発的な基盤にもとづいて、基本的な最低年金に加えられる。

したがって、この制度は憲法の枠組から外れており、法律と労働者達の期待とは逆な方向に向っている。その理由は、統一的な最低年金が身体障害と貧困な市民達に対して、憲法で承認された生計維持の権利を満足させることができるが、しかし、労働者が特殊化された諸給付の受給資格を取得できるように、憲法で承認された権利を満足させていないからである。また、労働者達は老齢と廃疾の場合に、過去の報酬にできるだけ近い年金を受給しようとしているので、被用者と自営業者に対する年金制度は、法律と労働者達のもっている期待から遠去かっている。

その後制定された1968年の法律第238号と1969年の法律第153号は、40年間の稼働活動以後に毎年過去の報酬の65%（法律第238号）と80%（法律第53号）を保証するという観点から、拠出支払いの対象とする収入に均衡のとれた年金額を実現しようとする方向を示して

いる。

さらに、1969年の法律第153号により、年額156,000リラの無拠出年金が、次のような条件で、イタリアに居住していたイタリア市民に支給が認められた。

満65歳になった者。

動産の登録に記録されていない者。既婚者の場合には、配偶者が補足的所得税の登録に記録されていない者。

家族手当もしくは救済費以外の現金給付に対する受給資格を取得できない者、および政府、その他の公的機関もしくは外国政府により永久的に支給される戦争年金の受給資格を取得できない者。

当人の住宅によって提供される所得を除いて、年額156,000リラ以上のいかなる形の所得も得ていない者。

上述した内容から、以下の結論が得られるであろう。1969年の法律第153号によって採用され、なんらの所得もない65歳以上の市民に支給される社会的年金は、憲法に定められ

た概念を初めて導入したものであることを示している。1965年の法律第903号により、被用者に対する一般的制度と自営業者に対する特殊な管理・運営によって年金受給者に支給される社会的年金は、一度全負担が政府によって調達されるならば、年金支払いの負担を維持する各種の保険の管理・運営機関に対して、地域社会による財政的援助を設けるであろう。これらの形の特殊な年金は、社会保険制度の実施にほんの僅かな取るに足らない影響も与えないし、社会保険制度は被用者、共同従事者、あるいは自営業者を含めて、すべての労働者に支払われるべきであるとして、憲法により承認された保護を提供する基本的および決定的な役割を妨げている。

La Pensione Sociale, Rivista Degli Infortuni e delle malattie professionali, No. 5, 1970, pp. 873-886; No.46, '71.

年金への新政策



W. B. Koelman (オランダ)

本稿には、通貨価値の低下に対処する給付を、被保険者に支給しようとするある包括的な給付の提案が示されている。

現在実施されている各年金制度は、年金額、制度の管理・運営に不備のあることを示している。大部分の例では、支給額は一般に受けいられている標準を満足させていない。これは現在支給されている年金の場合に、とくに指摘されることである。各制度に各種の変化がみうけられるが、それらの相違は、公務員の制度、職業別の制度、企業の実施する制度、団体保険契約で指摘される。急速な通貨低落の影響は、支払われた拠出と受給した給付の間における均衡を妨害するであろう。

この国の経済的および財政的な可能性に応じて、全労働者グループに対し、退職後にある所得を保証する首尾一貫したある制度を実現する時期がやってきた。将来の上昇する生産は、年金給付に要求された財政的資金の一部を提供するであろうと思われるので、潜在的な可能性が存在する。

最適な年金制度は次の必要条件に対応すべきである。

- (a) 制度の統一は現行制度の統合によって達成されるべきである。
- (b) 経過的措置をなんら設けるべきではない。新しい制度は、採用された時から完全な年金権を認めるべきである。
- (c) より高い生産性を反映させた給付を年